

## 船舶事故調査報告書

令和3年6月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和2年10月13日 23時40分ごろ
発生場所	石川県輪島市門前町猿山岬北西方沖 猿山岬灯台から真方位309° 4.8海里（M）付近 （概位 北緯37° 22.5′ 東経136° 38.5′）
事故の概要	漁船大伸丸は、巻き網漁の操業中、網船のえい索を本船のたつにつなげて主機を前進させていた際、えい索が跳ねて乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和2年10月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大伸丸、5.06トン IK2-4150（漁船登録番号）、個人所有 10.47m（Lr）×2.70m×0.79m、FRP ディーゼル機関、389kW（動力漁船登録票による）、昭和56年11月16日 第244-8470号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年9月12日 免許証交付日 平成27年11月2日 （令和3年9月11日まで有効） 甲板員 63歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波高約1.0m
事故の経過	本船は、中型巻き網漁業に従事する小型漁船（レッコボート）で、船長及び甲板員が乗り組み、網船1隻、探索船3隻及び運搬船2隻と合計7隻で船団を形成し、猿山岬北西方5M付近の漁場において、令和2年10月13日23時30分ごろ1回目の操業を開始した。 本船は、網船が魚群を漁網で巻いたのち、網船の左舷に右舷着けした。

	<p>甲板員は、本船の後部甲板上に網船から投げられた投げ綱を手繰り、‘網船に積載されている直径35mm、長さ約180mの浮揚性の合成繊維ロープ’（以下「本件索」という。）先端に取りつけてある金属製の連結金具（以下「C環」という。）を‘本船の後部甲板のたつ’（以下「本件たつ」という。）に接続したロープ先端のC環につなげた。</p> <p>船長は、声掛けをして甲板員に本件索を本件たつにつないだことを確認し、操舵室で椅子に腰掛けて操船に当たり、主機を前進とし、網船の左舷を船尾方に見て、網船に積載している本件索を伸出させながら、‘漁網と反対方向に網船の左舷側を本件索で引く作業’（以下「裏こぎ」という。）を行う目的で、約6ノットの対地速力で手動操舵により南南西進させた。</p> <p>甲板員は、後部甲板の船尾中央付近で本件索の右舷方に立ち、本件索が網船から海面に伸出する状況を見ながら、うねりがあったので、本件索が片方の舷に移動しないように、本件索を船尾中央付近に保持しようと思い、本件索を船尾ブルワークに時々手で押さえていた。</p> <p>船長は、網船までの距離を、航海計器を参考とし、無線で漁労長からの指示も行われるので聞き漏らさないようにして操船に当たり、甲板員が操舵室の右舷出入り口に見えなかったものの、右舷出入り口付近で待機していると思っていた。</p> <p>甲板員は、後部甲板の船尾中央付近で左舷方を向いて甲板上にあった投げ綱を束ねようと投げ綱を腕に巻き付けていたところ、23時40分ごろ本件索が緊張して跳ね、甲板員の胸に当たり、右舷方に飛ばされ、背中を右舷船尾部のブルワーク（甲板上高さ約90cm）に打ち付けられた。</p> <p>船長は、本件索が張る頃だったので、後ろを振り返ったところ、本件索の横で胸を押さえている甲板員を認め、自動操舵に切り替えて掛け寄り、無線で漁労長に甲板員が負傷して動けない状況を伝えた。</p> <p>本船は、漁労長経由で119番通報され、船団の中の探索船1隻に裏こぎを交替し、甲板員を後部甲板に横にさせた状態で、14日00時00分ごろ船籍港である石川県志賀町富来漁港に向かった。</p> <p>甲板員は、01時30分ごろ富来漁港の岸壁から救急車で病院に搬送され、肋骨骨折等と診断されて入院した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生状況図、写真1 本船、写真2 本船後部甲板、写真3 本件索 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>漁場に向かうとき等に、船長は、甲板員に対し、本件索を本件たつにつないだ後、後部甲板にいと本件索が跳ねることもあり、危ないので、操舵室の右舷出入り口付近で待機しておくよう、口頭で指示していた。</p> <p>船長は、巻き網漁のレッコボートでの作業が1年目であり、漁労長</p>

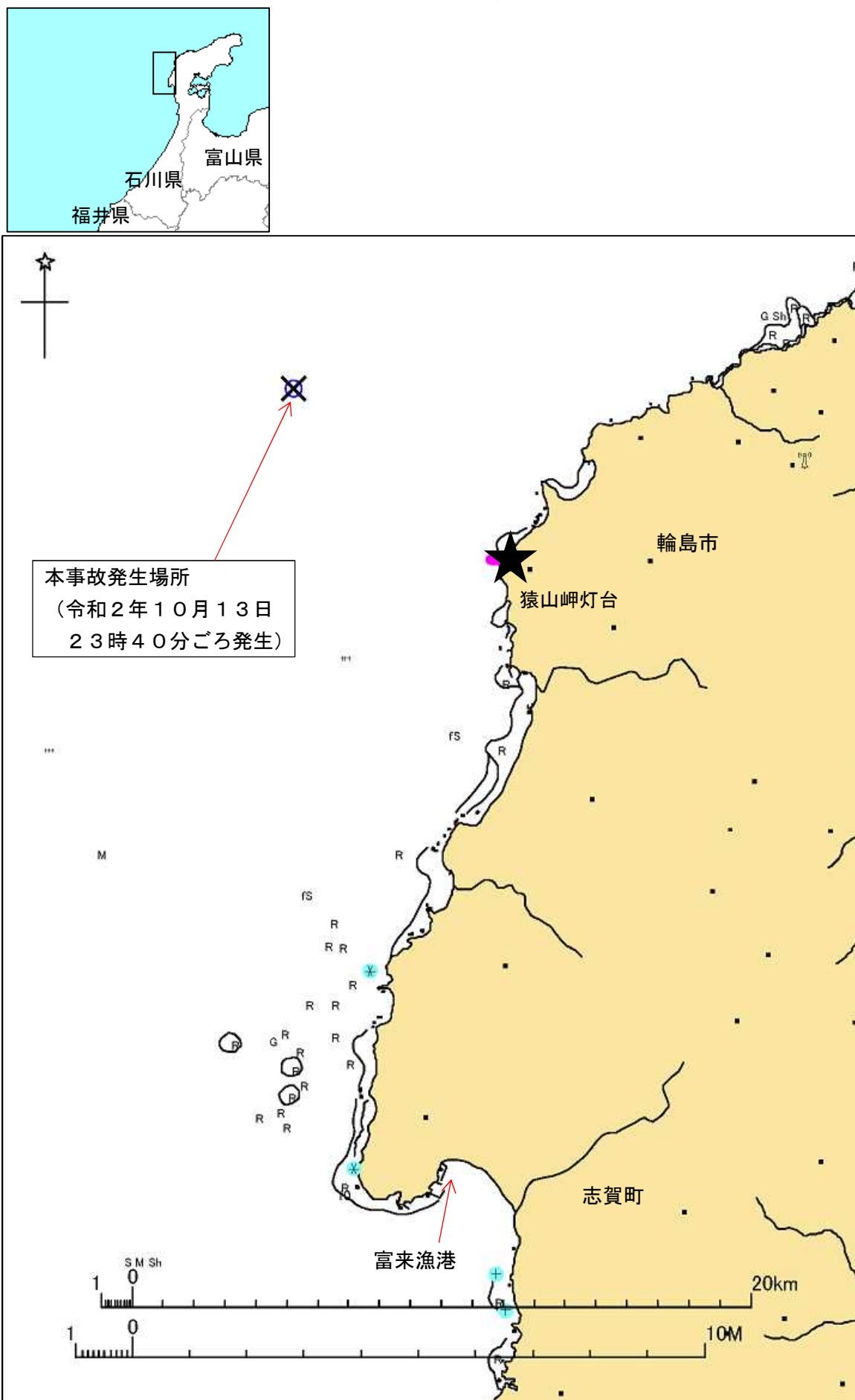
	<p>の指示で裏こぎを行うことに集中していたので、甲板員が今までに何度か後部甲板にいたことを認めたことがあったが、その都度注意する余裕がなく、甲板員の待機場所について徹底できていなかった。</p> <p>甲板員は、巻き網漁のレッコボートでの作業が3年目であり、本件索が張るまでの間、船体動揺で本件索が片方の舷に移動して船尾部の構造物に引っ掛かった状態で張ると本船が危険になると過去にほかの船長から本件索を船尾中央に保持するように指導されていたこともあったので、本件索に気を配っており、これまで後部甲板の船尾中央付近にいて本件索が張る瞬間に跳ねて当たったことがなかった。</p> <p>甲板員は、本事故時、上下の作業着、長靴、ゴム手袋及び国土交通省の型式承認を受けた固型式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、船尾部に本件索が引っ掛かる構造物がなく、また、船団で使用する漁具は、令和2年5月に交換しており、本事故時、本件索に不具合はなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、猿山岬北西方沖の漁場において、うねりのある状況下、巻き網漁の裏こぎを行う目的で、本件索を本件たつにとり、主機を前進としていた際、甲板員が、本件索を保持しようと思ひ、後部甲板の船尾中央付近にいたことから、本件索が緊張時に跳ねて甲板員の胸に当たり、甲板員が負傷したものと推定される。</p> <p>甲板員は、船長から裏こぎ時の待機場所について指示を受けていたものの、うねりによる船体動揺があつて本件索が片方の舷に移動しないように、後部甲板の船尾中央付近におり、これまで後部甲板の船尾中央付近にいて本件索が張る瞬間に跳ねて当たったことがなかったことから、いつものとおり、本件索を保持しようと思つていたものと考えられる。</p> <p>甲板員は、本件索が張るまでの間、甲板上に投げ綱があり、片付ける必要があつたものの、船尾部に構造物がなかったことから、後部甲板で本件索が片方の舷に移動しても本船が危険になることがなく、後部甲板にいる必要がなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、うねりのある状況下、本船が、猿山岬北西方沖の漁場において、巻き網漁の裏こぎを行う目的で、本件索を本件たつにとり、主機を前進としていた際、甲板員が、本件索を船尾中央に保持しようと思ひ、後部甲板の船尾中央付近にいたため、本件索が緊張時に跳ねて甲板員の胸に当たったことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船長は、本事故後、乗組員に対し、本件索を本件たつにつないだ</p>

後、操舵室右舷側の出入り口付近より船尾方に立ち入らないように徹底させ、網船側から本件索が張る頃である旨を無線を通じて声掛けするように依頼した。

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、裏こぎを行う目的で網船から離れる際、甲板上の投げ網等の漁具を待機場所に移動させたことを確認した上で主機を前進とすること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生状況図

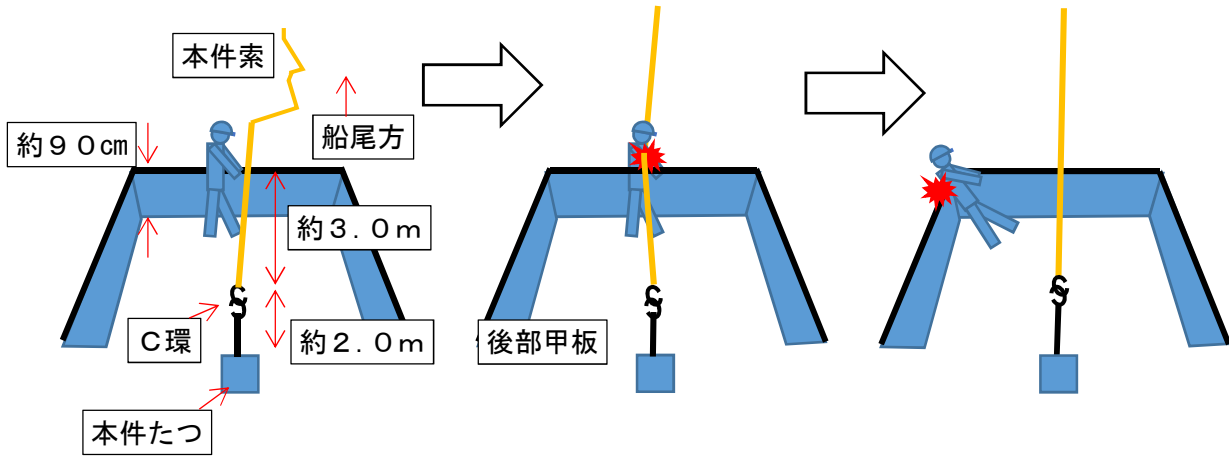


写真1 本船

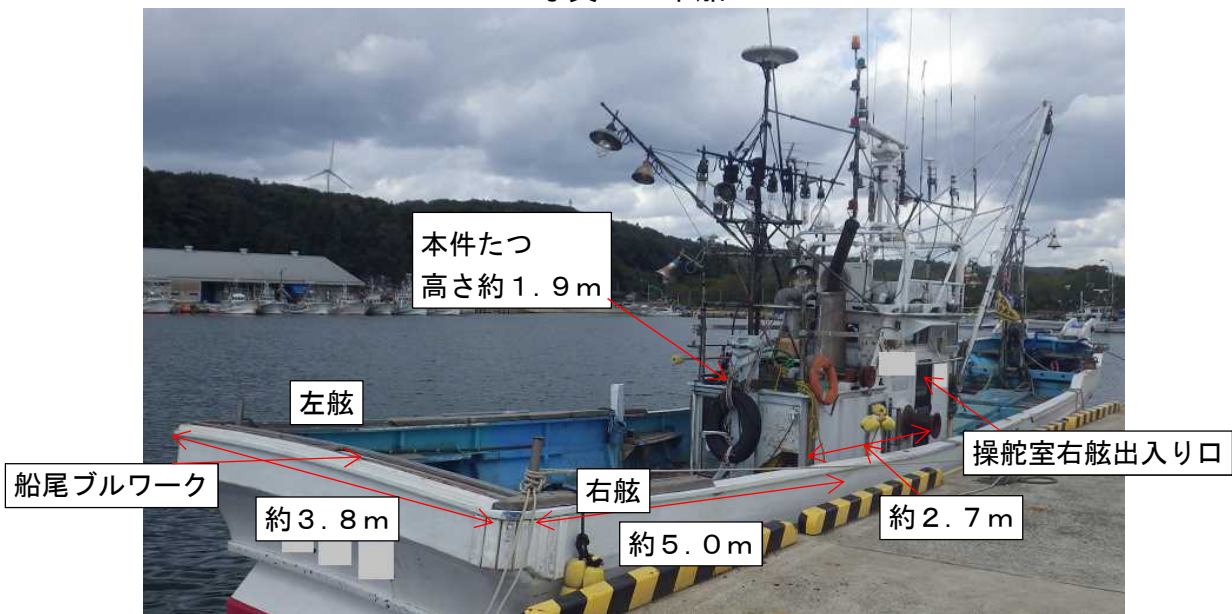


写真2 本船後部甲板



写真3 本件索



網船に積載してある本件索